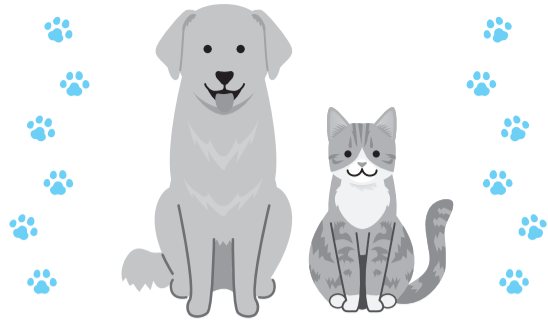


6月は「動物の正しい飼い方推進月間」

ルールを守って犬・猫を飼いましょう

犬や猫などのペットは暮らしを豊かにしてくれます。社会でのルールを守り、周囲に迷惑をかけないように、習性や生態を知り、適切な飼い方を心掛けましょう。



ペットは「マナー」を守って正しく飼育

生活に安らぎと潤いをもたらしてくれる犬や猫などのペットたち。家族の一員として過ごし、触れ合うことで、心理的にも身体的にも有益な効果があるといわれています。

その一方で、「リードを付けずに散歩している」「ふんが放置されている」など、正しい飼い方ができていないことで、近隣住民に迷惑をかけている状況もあります。

ペットを飼うには責任が伴います。ただ、餌を与えてかわいい姿を楽しむだけでは、責任のある飼い主とはいえません。飼い方のマナーを守り、ペットと近隣住民の快適な生活環境を整えることが飼い主の責任です。飼い主として正しく飼育するため、改めてマナーを確認しましょう。

動物を飼う上で注意すること

- ①飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずにその動物の習性に合った飼い方ができているかを再確認しましょう。
- ②動物から伝染する感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物に触った後は手を洗いましょう。
- ③飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- ④生後91日以上の子犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。
- ⑤災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう。
- ⑥やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- ⑦愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最

大で1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科せられます。

- ⑧愛護動物を殺傷すると、最大で5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金が科せられます。

●ペットを飼う前に確認しましょう

- ①餌はきちんとあげられますか
- ②飼育環境をきれいに保てますか
- ③病気になったときに看病できますか
- ④同居人全員が飼うことに賛成していますか
- ⑤最期まできちんと面倒をみられますか

●犬を飼うときは

首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。飼い犬が人を噛んだ時は保健所へ届出し、噛んだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせることが必要です。犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短いリードで行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

●猫を飼うときは

猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声などによる被害を防止でき、また、感染症や交通事故などの危険から守ることができます。適正に飼うことができない猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

●犬の正しい飼い方・しつけ方

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的で開催するとともに、学校の授業や地元の勉強会などに講師の派遣も行っています。

詳しくは習志野保健所（習志野健康福祉センター）☎475-5154、千葉県動物愛護センター☎0476-93-5711、同東葛飾支所☎04-7191-0050、公益財団法人千葉県動物保護管理協会☎043-214-7814へ。

マイクロチップの特例制度

●特例制度とは

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により生涯に1回の登録義務があり、登録されるとその証である鑑札が交付されます。

特例制度は、マイクロチップを上記の鑑札とみなす制度です。指定登録機関へマイクロチップの情報登録手続きを行うことで、犬の新規登録手続きが完了します。

マイクロチップの情報登録による新規登録を行えば、市役所窓口での新規登録手続きは不要となります。

マイクロチップを装着していない犬については、従来どおり申請書に交付手数料3,000円を添えて、健康福祉課窓口で犬の鑑札の交付を受けてください。

●犬や猫にマイクロチップの登録を

4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ペットショップやブリーダーは販売する犬と猫へのマイクロチップの装着、所有者は登録情報の変更が義務付けられました。ペットショップやブリーダー以外から入手した、または、義務化前から飼育している犬と猫については、マイクロチップの装着義務はなく、努力義務となっています。

しかし、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって飼い主と離ればなれになったときに、マイクロチップを装着していると登録情報から飼い主に連絡することができます。すでに飼育している犬や猫についても、装着と登録をお願いします。

犬に関するお問い合わせは
健康福祉課☎421-6731へ
猫に関するお問い合わせは
環境政策課☎421-6765へ

9年八千代市成人式は1月10日(日)に開催します

当日は式典のほか、記念行事も行います。詳細は決まり次第、市ホームページや広報やちよでお知らせします。

▼日時 9年1月10日(日)。受け付け開始は正午から、式典開始は午後1時から ▼場所 市民会館


(生涯学習振興課☎(481)0306)

市民体育館の団体登録(更新)の受け付け

10月1日(木)（予定）からの市民体育館リニューアルオープンに向けて、団体登録の更新手続きを再開します。なお、10月の利用分の抽選受付は7月1日(水)からです。

▼時間 午前9時～午後8時45分。市民会館休館日の火曜日には手続き不可 ▼場所 市民体育館庶務室(市民会館2階第6会議室) ▼手続き 左下のコードから利用者登録・施設登録申請書と団体名簿をダウンロードし、記入の上、代表者か担当者の本人確認書類を持参。以前登録していた利用者番号はそのまま有効です。なお、武道室を使用する団体の抽選については、更新の際に案内します

(市民体育館☎(485)7200)



9年度使用教科書展示

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学級の教科書を展示します。

▼日時 6月13日(土)～6月28日(日)の平日午前10時～午後7時、土・日午前9時～午後6時(月曜日は休館日) ▼会場 TRC八千代中央図書館 ▼問い合わせ 教育委員会指導課☎(481)0301

市議会第2回定例会は6月2日(火)に開会します



■日程 ▼2日(火)開会 ▼9日(火)～11日(木)一般質問 ▼12日(金)一般質問、質疑 ▼16日(火)総務・都市常任委員会 ▼17日(水)福祉・文教経済常任委員会 ▼26日(金)総括審議

■本会議と委員会は傍聴できます。市役所4階議事事務局で傍聴手続きをしてください。

■本会議は午前10時開始。当日午前8時30分から会議終了まで受け付け。委員会は開催予定時刻の30分前から会議終了まで受け付け。

■インターネット中継と会議録検索システム
下のコードをご利用ください。

(議事課☎(483)1151)

会議録検索システム
インターネット中継